5　第百六条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

6　この編の規定の適用上、

(a)　「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b)　「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

一

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第百五条）
概要	1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える権利を留保する。 2　日本国は、1に規定する協定以外の全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　(a)　航空 (b)　(b)　漁業 (c)　(c)　海事（海難救助を含む。） 注　海事には、湖及び河川における運輸業を含む。
現行の措置	

二

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技に係るサービスの提供並びに貨幣の販売がこれらの指定された企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条

三

分野	全ての分野（新たなサービス）
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）

四

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
概要	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にJSIC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保は、附属書七第三条については、適用しない。
現行の措置	

五

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業に関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく約束に反しない限りにおいて、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

六

分野	航空宇宙産業
小分野	衛星及びロケットに関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

七

分野	武器・火薬産業
小分野	
産業分類	武器・火薬産業に関連する機械の修理
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条